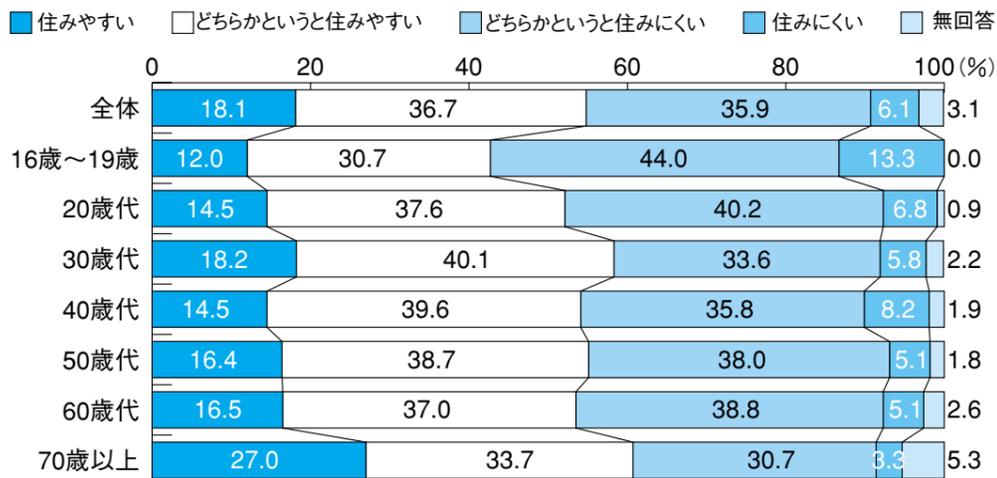


# アンケート結果

## 1 南丹市の住みごころ

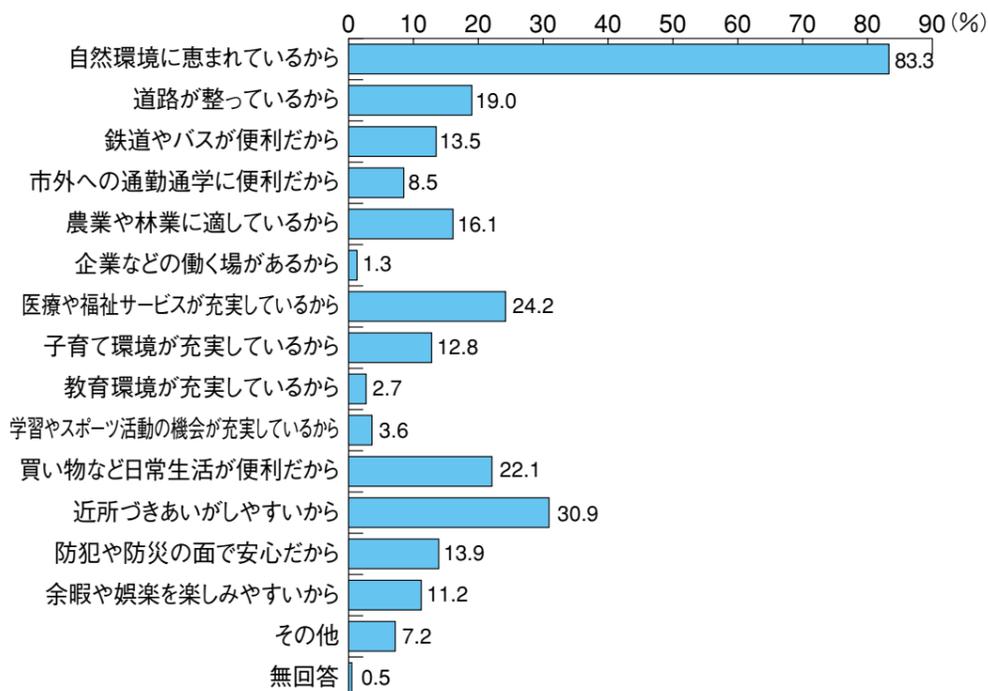
### (1) 住みごころ

#### <年齢層別>

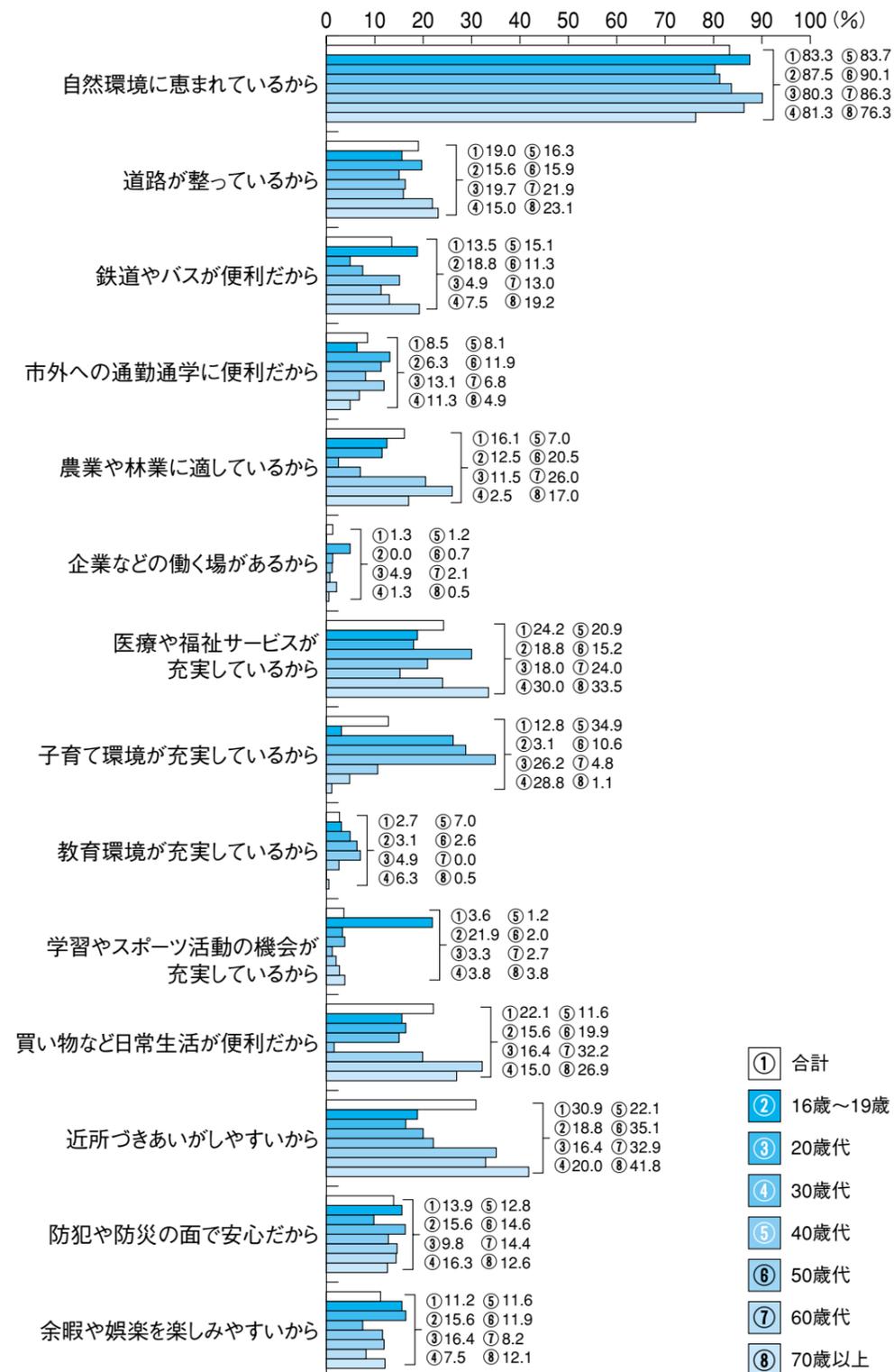


### (2) 住みやすい理由

#### <全体>

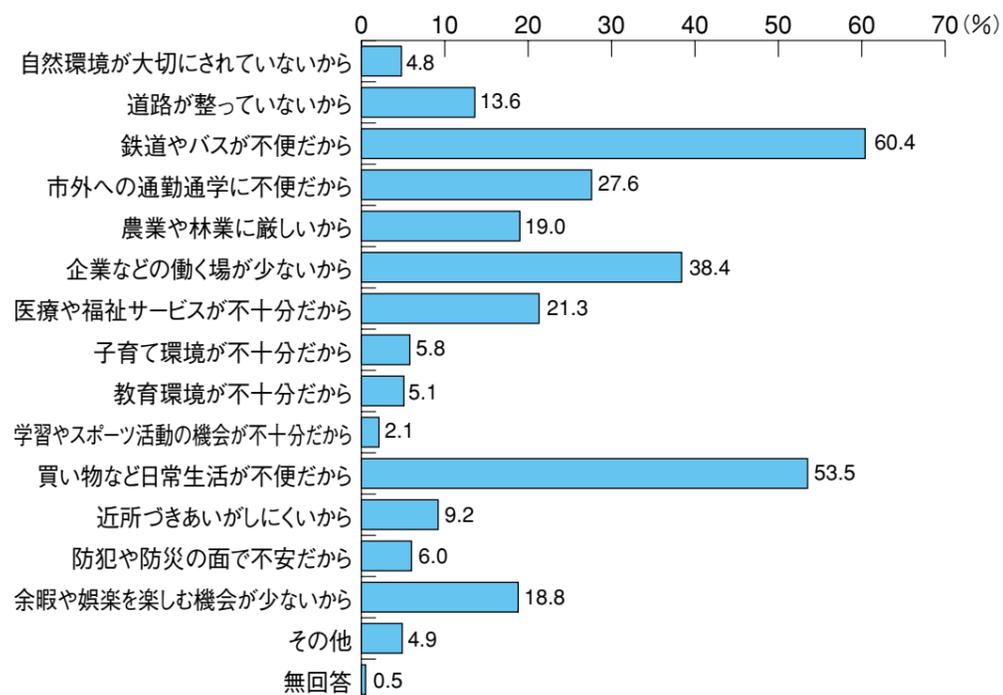


#### <年齢層別 (その他、無回答は表示せず)>

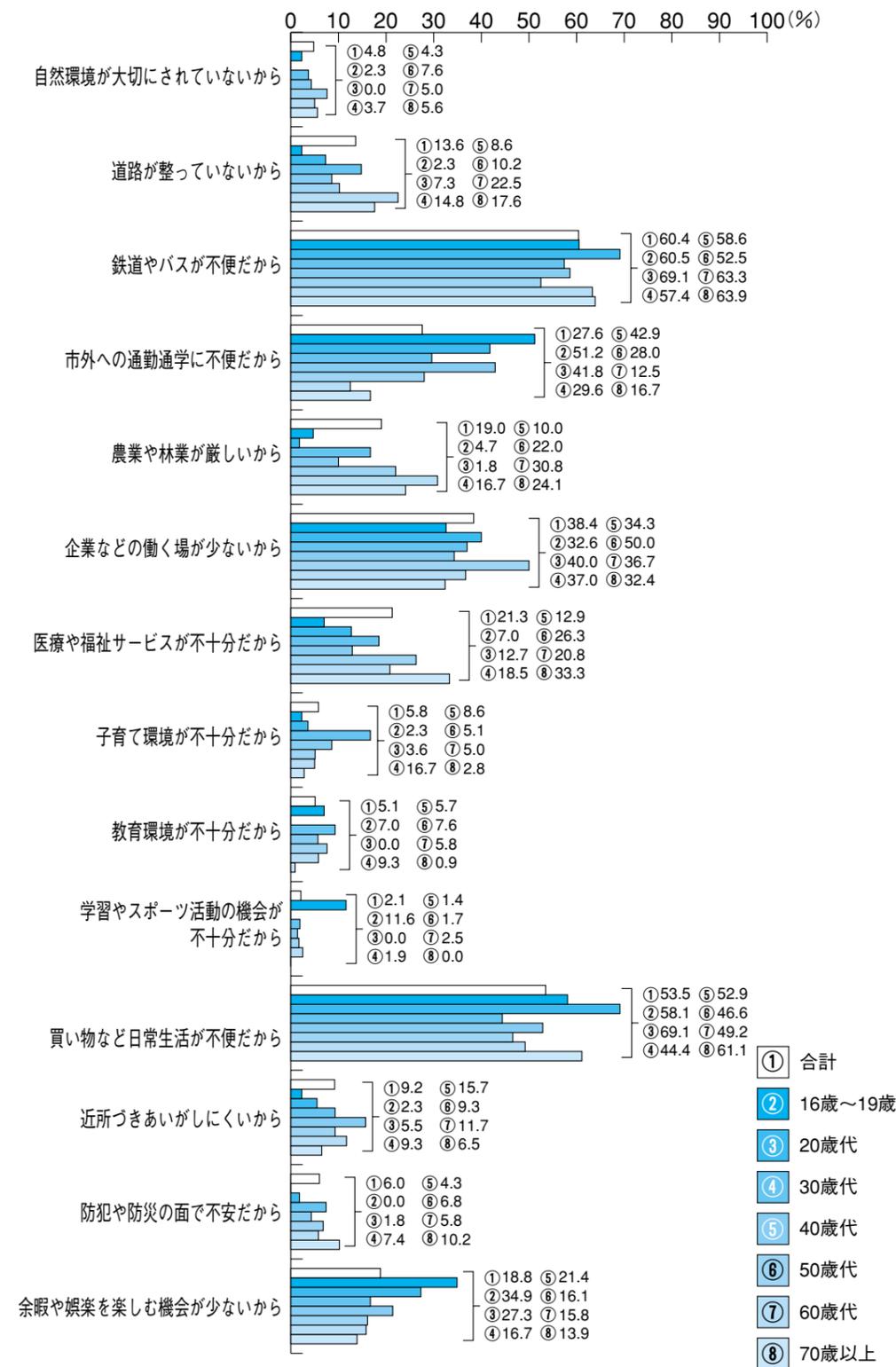


(3) 住みにくい理由

<全体>



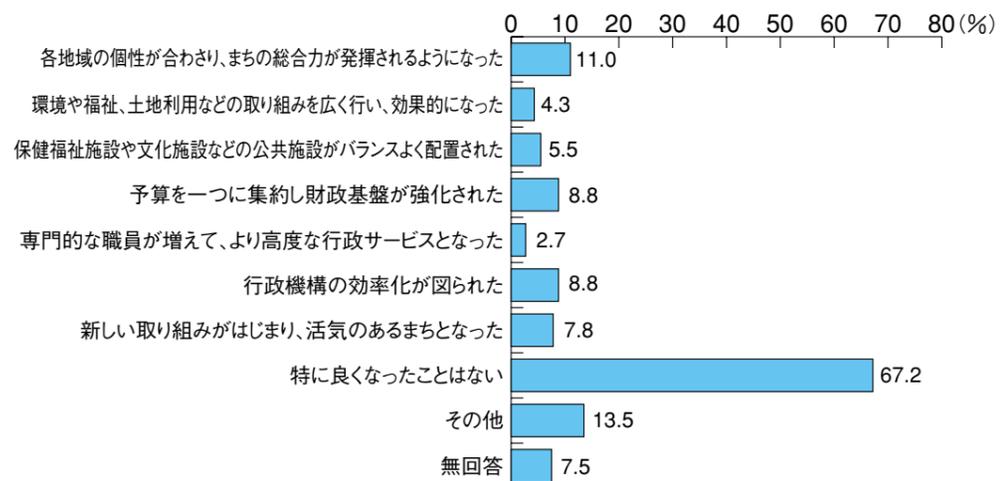
<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



## 2 合併に対する評価

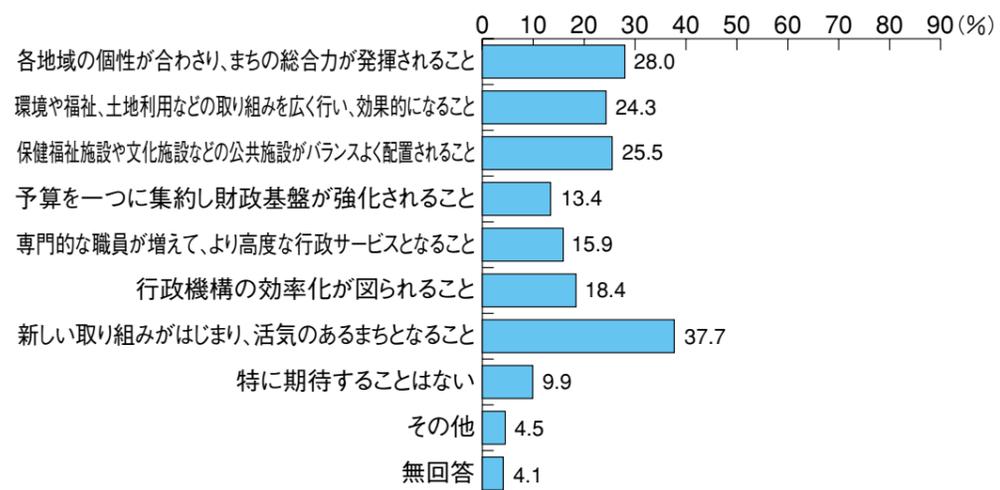
### (1) 合併によって良くなったこと

<全体>

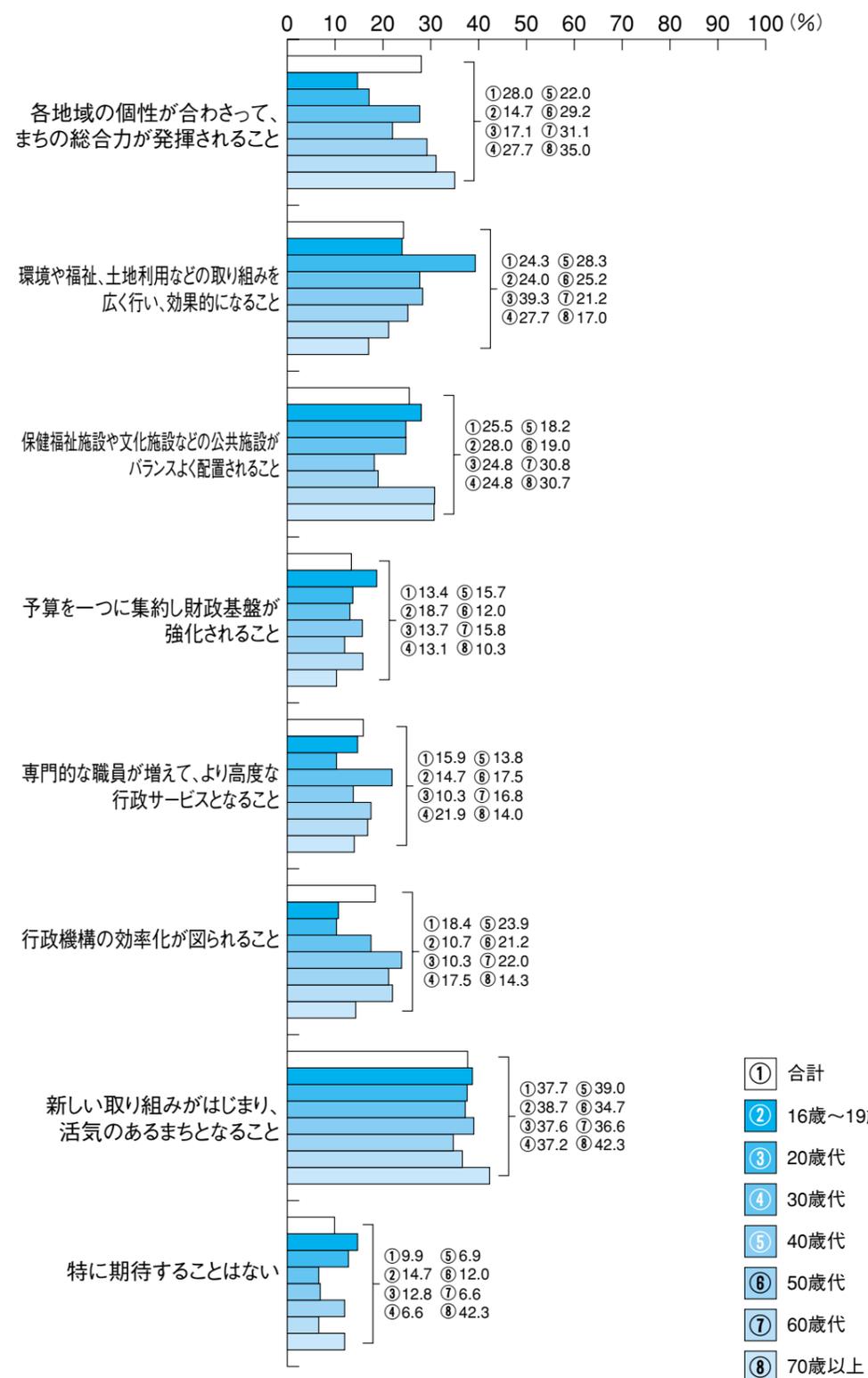


### (2) 合併によって今後期待すること

<全体>

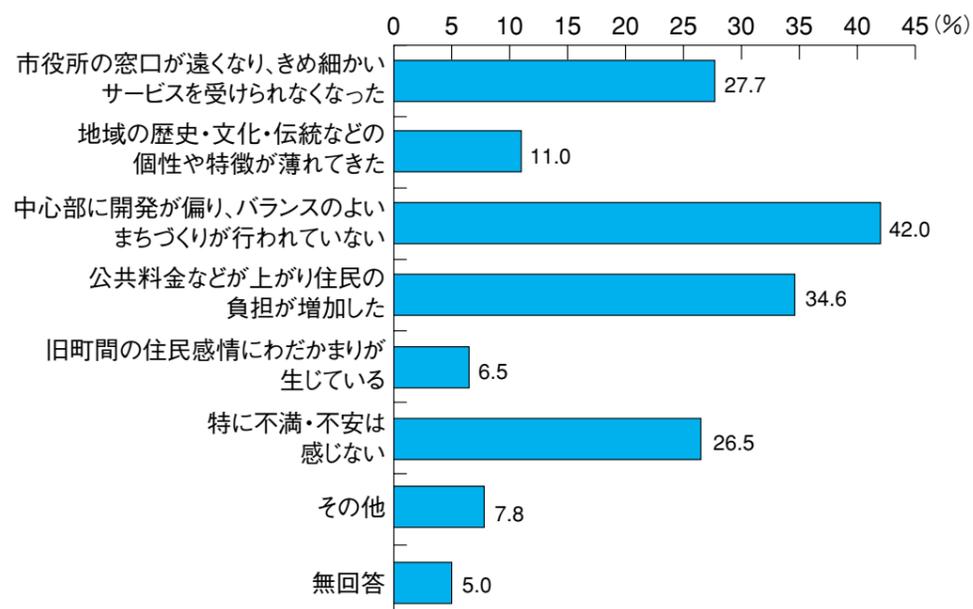


### <年齢層別（その他、無回答は表示せず）>

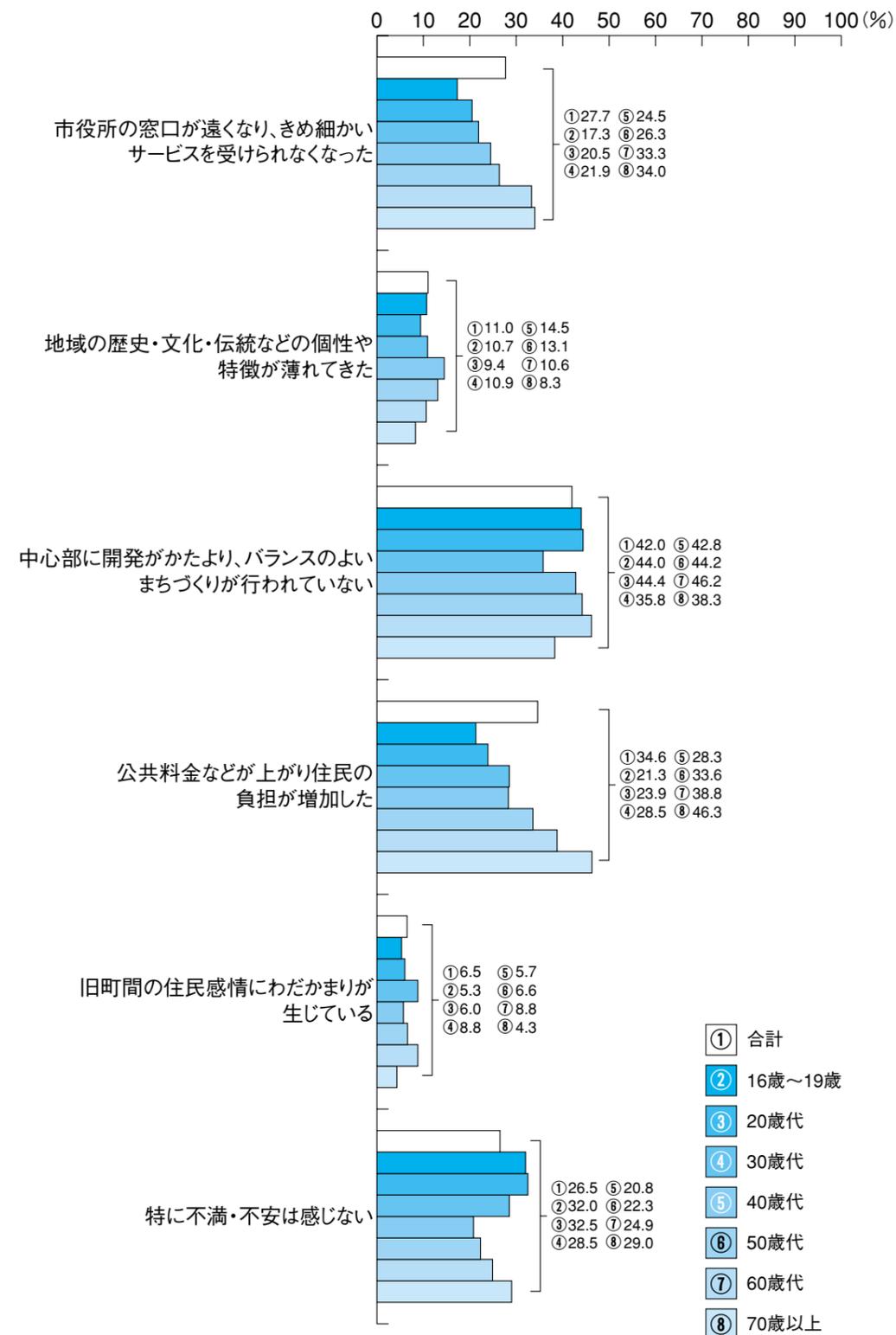


### (3) 合併への不満や不安

<全体>

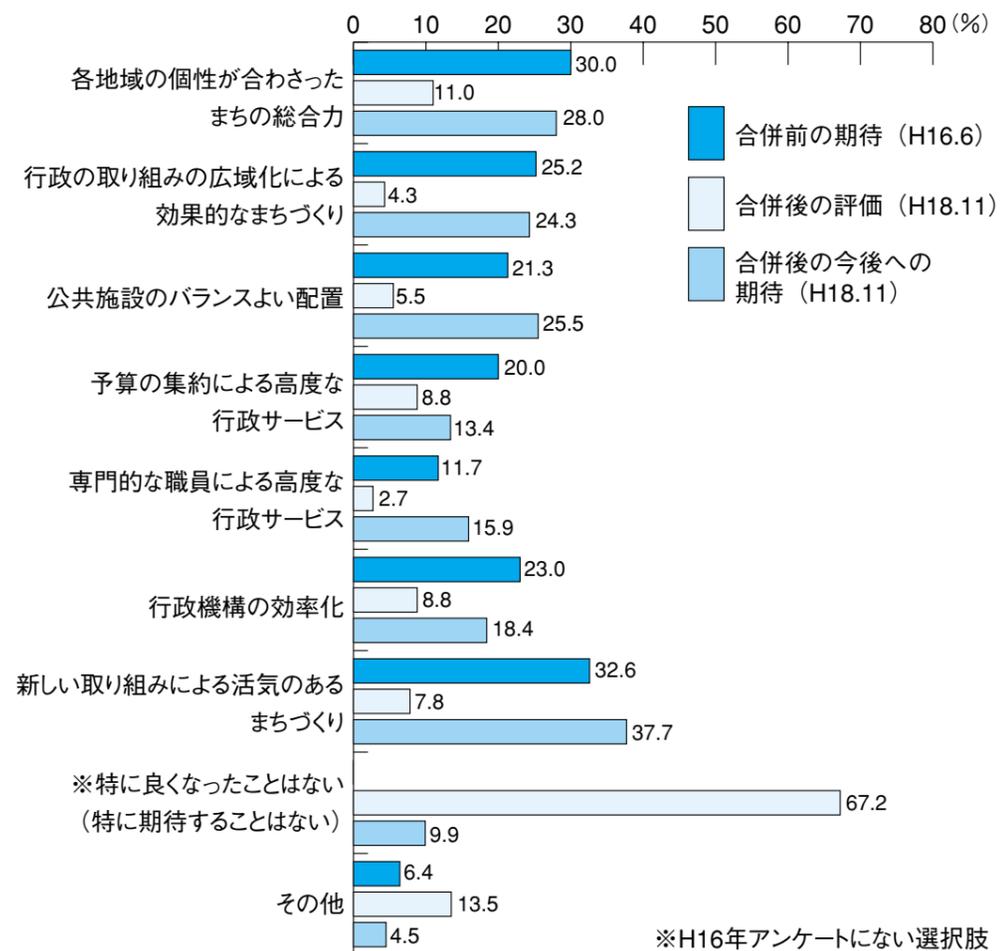


<年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



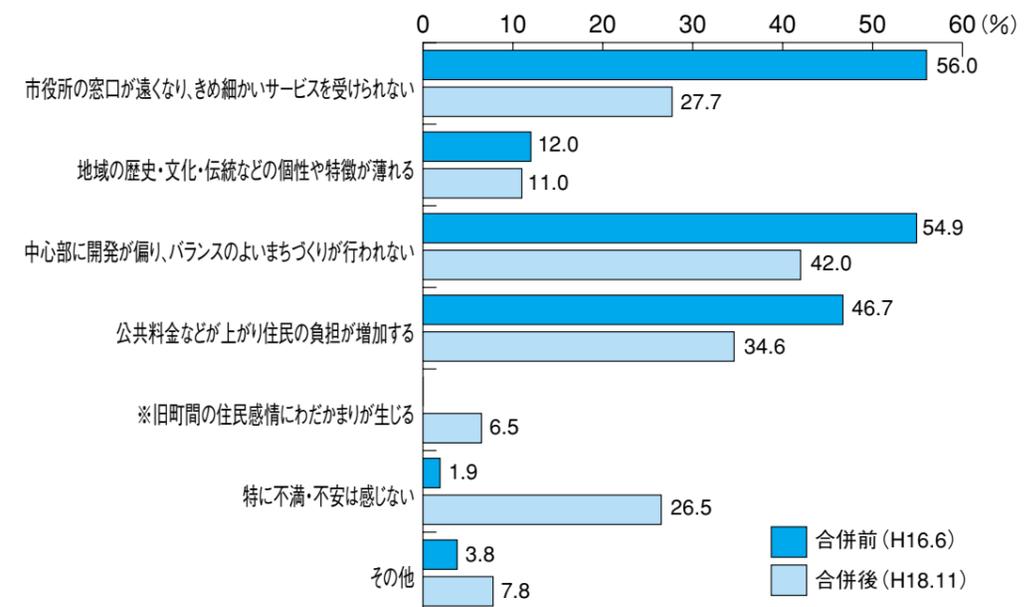
#### (4) 合併への期待と評価 ～合併前と合併後の比較～

○ 合併前の平成16年6月に実施した新しいまちづくりに向けたアンケートでは、前の(1)(2)とほぼ同内容の選択肢を設定して合併に対する期待をたずねています。当時の結果と今回の結果を比較すると、全体では合併後間もないこともあり、いずれの項目においても合併前の期待に比べ現在の評価は低くなっていますが、合併前の期待に比べ、合併後の今後の期待が5ポイント以上高くなった項目として、「新しい取り組みによる活気のあるまちづくり」(合併前32.6%、合併後37.7%)があります。逆に5ポイント以上低くなった項目として、「予算の集約による財政基盤の強化」(合併前20.0%、合併後13.4%)があります。



#### (5) 合併への不満や不安 ～合併前と合併後の比較～

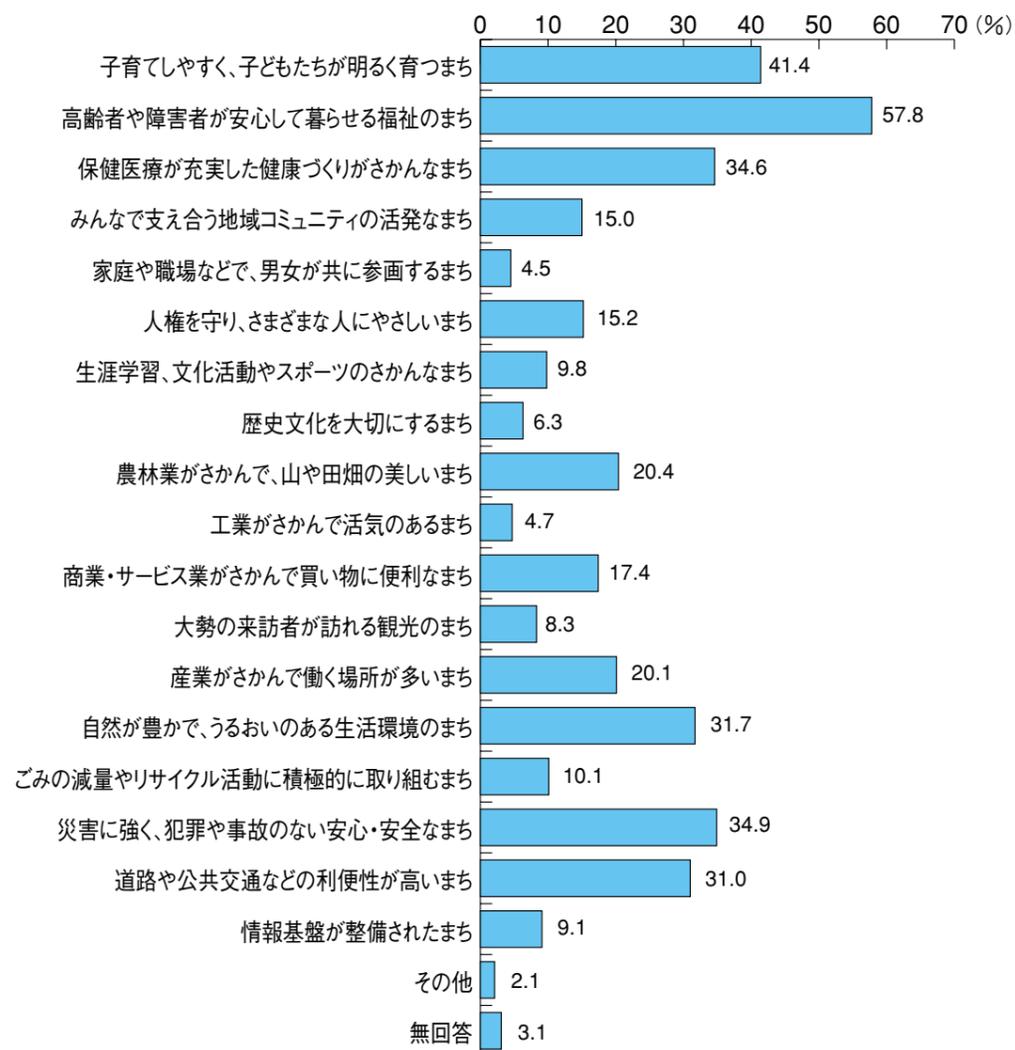
○ 合併前の平成16年6月に実施した新しいまちづくりに向けたアンケートでは、前の(4)とほぼ同内容の選択肢※を設定して合併に対する不満と不安をたずねています。当時の結果と今回の結果を比較すると、全体ではすべての項目で不満・不安が減少している傾向が見られ、「特に不満・不安は感じない」が1.9%から26.5%へ24.6ポイント増加しています。 ※H16アンケートにあって今回にない選択肢として「愛着のある現愛の町の名前がなくなる」(全体15.1%)がある。



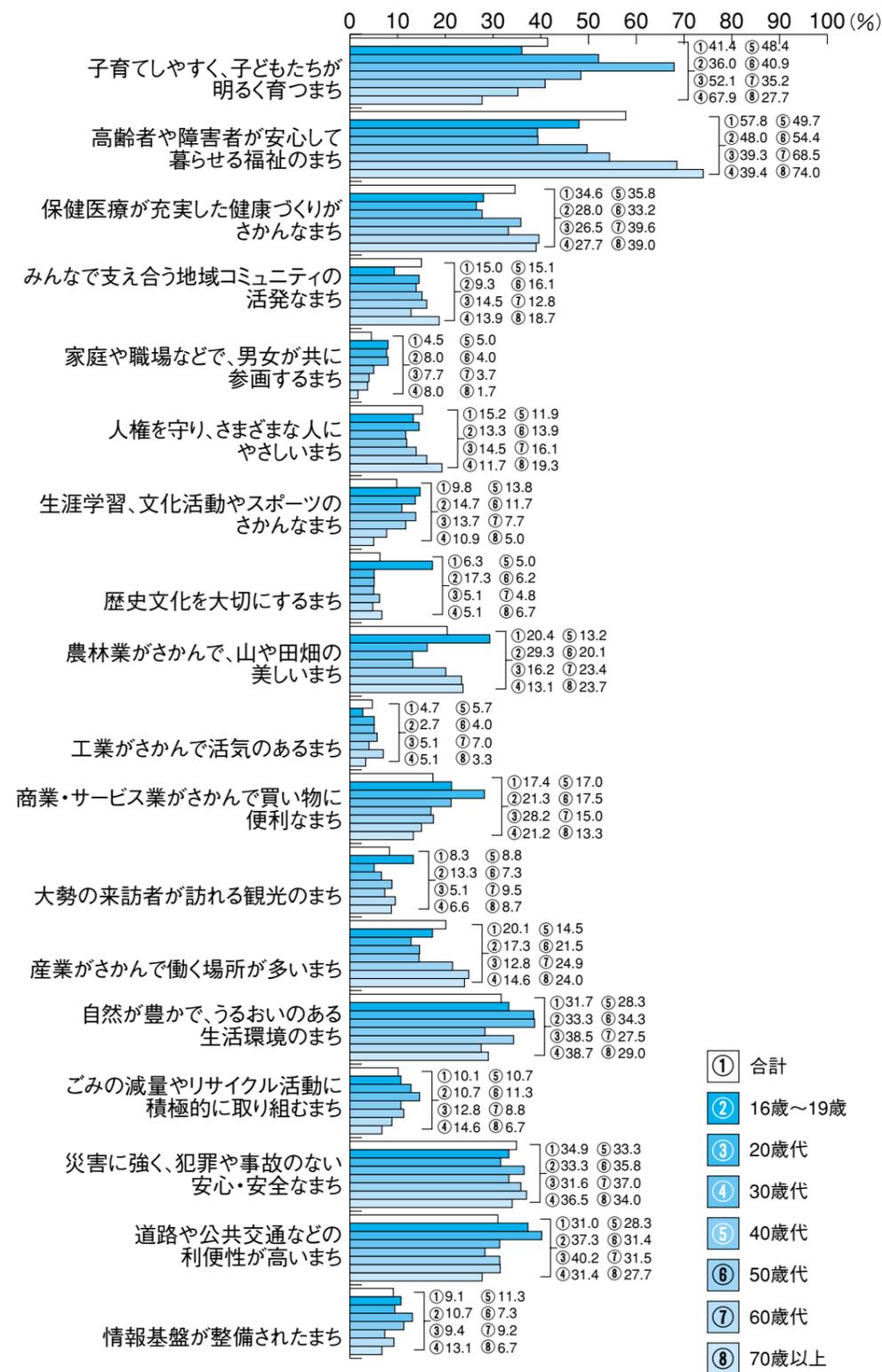
### 3 南丹市の将来の姿やまちづくりへの参加意向

#### (1) 将来の南丹市をどのようなまちにしたいか

<全体>

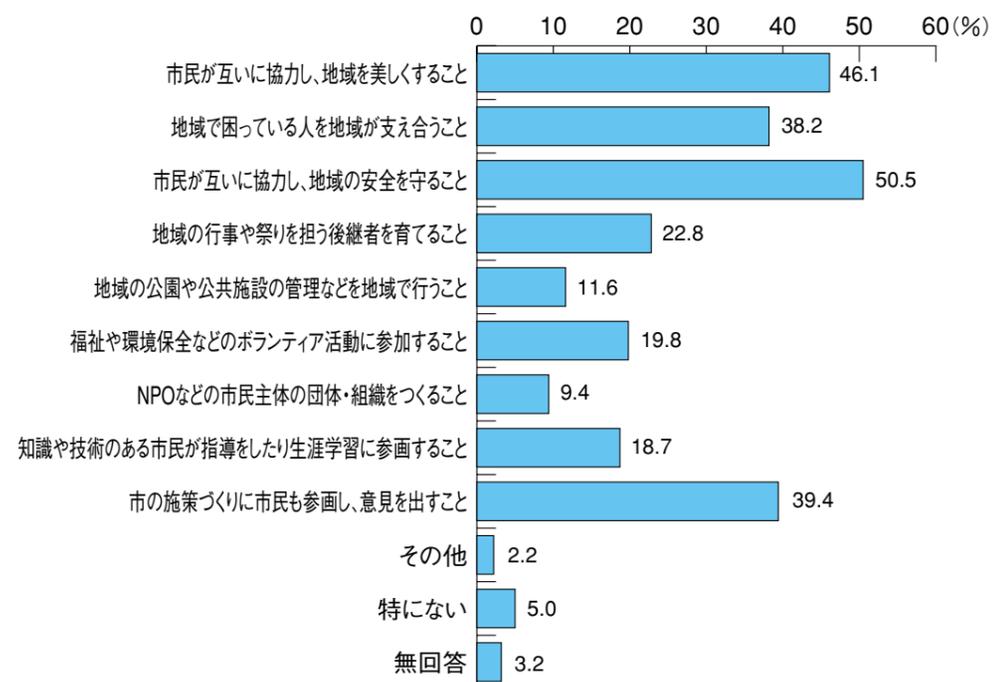


#### <年齢層別（その他、無回答は表示せず）>



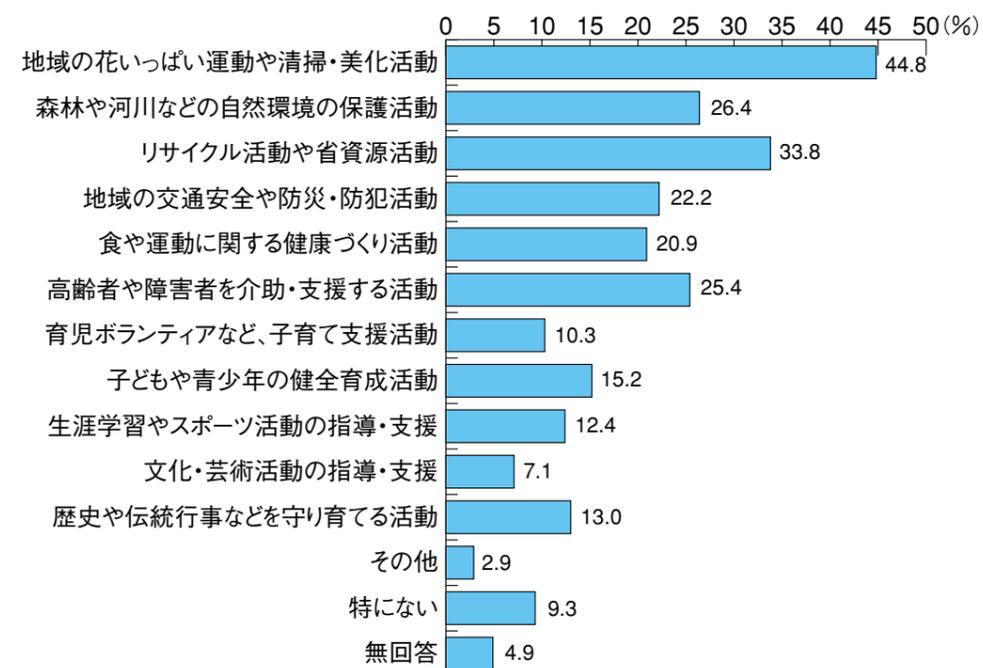
## (2) 南丹市を住みよいまちにするために市民ができること

&lt;全体&gt;



## (3) 自分自身が参加できるまちづくり

&lt;全体&gt;



# 審議会

## 南丹市総合振興計画審議会条例

平成18年6月28日  
条例第255号

### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南丹市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、市が策定する総合振興計画について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、40人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の役員又は職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号又は第2号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。ただし、第2号に掲げる委員にあっては、当該身分を引き継いだ者が委員の任に就く。

5 委員は、その任期が満了した場合においても、新たに委員が委嘱されるまで引き続きその職務を行う。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が審議会に諮り選任する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員総数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の構成及び所属する委員は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

3 部会には、必要に応じ各種機関を参画させることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ■南丹市総合振興計画審議会委員（敬称略）

備考	氏名	役職名	備考
会長	松村賢治	京都伝統工芸大学校 学校長	
副会長	浜岡政好	佛教大学 社会学部公共政策学科教授	
委員	高橋芳治	南丹市議会 議長	
	村田正夫	南丹市議会 副議長	
	谷義治	南丹市議会総務常任委員会 委員長	
	中川幸朗	南丹市議会産業建設常任委員会 委員長	
	片山誠治	南丹市議会厚生常任委員会 委員	19年3月まで
	橋本尊文	南丹市議会厚生常任委員会 委員	19年4月から
	野中一二三	南丹市農業委員会 会長	
	麻田勝司	南丹市社会福祉協議会 会長	
	中川晃	南丹市民生児童委員協議会 会長	
	前田三子	南丹市婦人会 会長	19年3月まで
	畑ふみ子	南丹市婦人会 会長	19年4月から
	谷口昭夫	南丹市老人クラブ連合会 会長	
	今西不悖	南丹市福祉シルバー人材センター 常務理事兼事務局長	
	橋本幹夫	南丹市PTA連絡協議会 会長	19年3月まで
	南和孝	南丹市PTA連絡協議会 会長	19年4月から
	麻田健治	南丹市体育協会 会長	
	奥村睦夫	南丹市消防団 団長	19年3月まで
	益田武彦	南丹市消防団 団長	19年4月から
	塩貝孝之	船井青年会議所 理事	
	畑文雄	園部町商工会 副会長	
	中川互容	プラネット八木(八木町内誘致企業連絡会)代表、男前豆腐店(株)工場長	
	井尻浩義	日吉町森林組合 代表理事組合長	
	武田晏和	美山町観光協会 会長	19年3月まで
	野谷五三男	美山町観光協会 理事	19年4月から
	吉田和夫	明治鍼灸大学 企画担当マネージャー	
	田中博	地域選出	
	三村隆夫	地域選出	
	谷尻宣雄	地域選出	
	芦田美子	地域選出	
	出野敏	地域選出	
	内藤俊樹	地域選出	
	藤原公樹	地域選出	19年4月まで
	古屋正雄	地域選出	19年5月から
加地唯男	地域選出		
明田嗣男	市民公募		
奥村泰治	市民公募		
片山享子	市民公募		
前田知洋	市民公募		
山下秋則	市民公募		

## ■基本計画策定 部会構成

部会名	部会員 ◎…部会長 ○…副部会長
「定住」の部会 〔生きがい定住都市構想〕 “生涯充実して暮らせる都市を創る”	◎谷 義治 ・ ○麻田 勝司 ・ 中川 晃 中川 互容 ・ 吉田 和夫 ・ 加地 唯男 片山 享子 ・ 山下 秋則
「暮らし」の部会 〔やすらぎの郷構想〕 “自然・文化・人を活かした郷を創る”	◎橋本 尊文 ・ ○野谷五三男 ・ 野中一二三 谷口 昭夫 ・ 南 和孝 ・ 益田 武彦 井尻 浩義 ・ 三村 隆夫 ・ 奥村 泰治
「交流」の部会 〔きずなと交流のネットワーク構想〕 “人・物・情報を高度につなげる”	◎高橋 芳治 ・ ○畑 文雄 ・ 中川 幸朗 今西 不悖 ・ 谷尻 宣雄 ・ 内藤 俊樹 古屋 正雄 ・ 明田 嗣男 ・ 前田 知洋
「協働」の部会 〔きらめきパートナーシップ構想〕 “共に担うまちづくりの仕組みを築く”	◎村田 正夫 ・ ○芦田 美子 ・ 畑 ふみ子 麻田 健治 ・ 塩貝 孝之 ・ 浜岡 政好 田中 博 ・ 出野 敏

## ■南丹市総合振興計画 策定の経過

平成18年 6月28日	南丹市総合振興計画審議会条例制定
6月28日	南丹市総合振興計画起草委員会設置要綱制定
11月2日～11月19日	まちづくりアンケート実施
11月15日～12月18日	団体ヒアリングの実施 福祉・文化・産業・社会教育・学生自治会その 他の各種団体、地域振興団体を対象とする ヒアリングシートによる意見聴取と代表者による懇談
11月29日	第1回 審議会 南丹市総合振興計画の策定について諮問
平成19年 1月29日	第2回 審議会 策定スケジュールの確認 まちづくりアンケートおよび団体ヒアリングの 調査結果を確認 人口推計についての検討
4月3日	第3回 審議会 基本構想案の検討
4月23日	第4回 審議会 基本構想案の検討 部会構成の確認
5月1日～5月14日	基本構想案へのパブリックコメントを実施
5月17日	第5回 審議会 パブリックコメントの確認 基本構想案の承認 基本構想案の答申について確認
5月21日	基本構想案を答申
6月26日	基本構想について議会の議決
7月19日	第6回 審議会 基本計画案の全体構成を確認
7月19日～8月28日	審議会部会 4部会を構成し、基本計画案の審議 「定住」の部会（3回） 「暮らし」の部会（3回） 「交流」の部会（3回） 「協働」の部会（4回）
8月28日	第7回 審議会 基本計画案の承認 基本計画案の答申について確認
9月10日	基本計画案を答申
9月13日	基本計画について議会報告

## 南丹市総合振興計画諮問書

8南総企発第 297号  
平成18年11月29日

南丹市総合振興計画審議会

会長 松村賢治 様

南丹市長 佐々木 稔 納

南丹市総合振興計画の策定について（諮問）

南丹市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、南丹市総合振興計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

## 答 申 書

平成19年5月21日

南丹市長 佐々木 稔 納 様

南丹市総合振興計画審議会  
会長 松 村 賢 治

南丹市総合振興計画「基本構想」について（答申）

平成18年11月29日付け8南総企発第297号において当審議会に諮問されました南丹市総合振興計画について、慎重に審議を行った結果、基本構想について次の意見を付して別紙のとおり答申します。

## 記

本基本構想に基づいて、基本計画及び実施計画を早急に策定されるとともに、その実現にあたっては、市民との協働を軸とした地域経営の視点に立ち、効率的で効果的な行財政運営のもと、計画的な事業実施に努められることを要望します。

## 答 申 書

平成19年9月10日

南丹市長 佐々木 稔 納 様

南丹市総合振興計画審議会  
会長 松 村 賢 治

南丹市総合振興計画「基本計画」について（答申）

平成18年11月29日付け8南総企発第297号において当審議会に諮問されました南丹市総合振興計画について、慎重に審議を行った結果、基本計画について次の意見を付して別紙のとおり答申します。

## 記

1. 基本構想による「みんなの笑顔 元気を合わせ 誇りときずなで未来を創る」のテーマのもと、10年後を見据えて描いた市の将来像「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」を実現するため、市民と行政のパートナーシップの構築を基本に、すべての市民が本計画を理解し、様々な立場でまちづくりに参画できるよう、あらゆる機会を通じて計画の趣旨の徹底を行い、各種施策の展開を図られたい。
2. 本計画の推進によって、郷土への誇りや人と人との絆を強め、多彩に存在している優れた地域資源を活かすとともに、より一層価値を高め、次代に引き継ぐことが出来るよう、南丹市の発展を望みます。
3. 本計画の実施にあたっては、限られた財源の効率的、効果的な運営を基本に、市政の全般にわたって適切な実施計画を作成し、実績と評価の総合的な方策を確立して計画の見直しなど柔軟な対応に努め、明確な事業実施に努められることを期待します。

# 総合振興計画用語説明

用語	説明
BOD	河川の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のことで、数値が大きいほど水質が汚濁している。
LAN	ローカルエリアネットワーク。一つの限られた地域の中で、複数の家庭や施設を通信回線で接続し、相互にデータを伝送・共同利用するネットワーク。
NPO	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
pH	水素イオンの濃度を示す指数。数値が大きいほどアルカリ性。
SS	水中に浮遊している物質の量のことで、数値が大きいほど水の濁りが多い。
アイドリングストップ自動車	信号待ちなど、ごく短時間の停車中に自動的にエンジンを停止させることができる自動車のこと。
インターンシップ制度	学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験就業する制度。
オンデマンドシステム	顧客や利用者の要求(デマンド)があった時、そのつどサービスを提供する方式。交通においては、常時運行されている定期バスや鉄道はオンデマンドでなく、無線タクシーがオンデマンドとなる。
緊急地震速報システム	強い揺れが到達する前に地震情報を広く伝達するシステム。
クリーンエネルギー	自然現象から得られ、二酸化炭素や窒素酸化物などの環境汚染物質を出さない、または排出が極めて少ないエネルギーのこと。
グリーン・ツーリズム	農山村の地域文化をありのままに活かして、来訪者の体験の場などを提供し、交流すること。
コーディネーター	いろいろな業務やサービスなどを調整して、一つにまとめ上げる人材。
コミュニティビジネス	地域住民が主体となって、経営感覚を持ちながら、地域ニーズに応える形で、地域に役立つモノやサービスを提供し、地域コミュニティを元気にする事業活動。
指定管理者制度	地方公共団体が、住民サービスの向上や経費の節減などを目的に、民間事業者など指定する者に、ホール、駐車場などの公共施設の管理代行を依頼する制度。
新エネルギー	従来から使用されている石油、天然ガス、原子力などのエネルギーに対し、太陽、風力などの自然エネルギーのほか、木材資源や一般家庭や工場から排出される廃棄物など、その地域に存在するエネルギーのこと。
セキュリティ	安全。防犯。
セクシャルハラスメント	職場や教育現場などで行われる性的ないやがらせや脅迫などの言動。

用語	説明
総合型地域スポーツクラブ	地域において、子どもから高齢者までがさまざまなスポーツに参加することができ、住民によって主体的に運営される総合的なスポーツクラブ。
ドア・トゥ・ドア	出発地の玄関から目的地の玄関までの意味で、送迎や旅行荷物の宅配などのサービスを表現する際に用いられる。
特定保育	保護者のパートタイムなどの就労により保育が困難な0～3歳児未満の保育所に入所していない乳幼児について、週2～3日程度または、午前もしくは午後のみなどの柔軟な保育を実施する事業。
ドメスティックバイオレンス	夫婦、恋人など親密な関係にある(あった)異性から受ける暴力のこと。身体的暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的暴力や性的な暴力などを含む。
認定こども園	幼稚園、保育所、認可外保育施設のうち、就学前の子どもに関する教育と保育の両方の機能を提供し、併せて地域における子育て支援事業を行う施設。
ノーマライゼーション	誰もが自由に参加できる社会をめざす考え方。高齢者や障がい者が、他の人と同様に地域の中で普通に暮らせる社会が健全な社会であるという考え方。
ノンステップバス	入り口から出口まで階段なしで乗り降りができる床の低いバスのこと。
パートナーシップ	協力関係。提携。協働。
バイオマス	バイオ＝生物資源とマス＝量からなる言葉で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。家畜排せつ物、稲わら、間伐材など。
ハイブリッドカー	ガソリン・エンジンと電気モーターを交互に使用することでCO <sub>2</sub> の排出を減らした自動車。
パブリックコメント	まちの重要な計画などを策定していく中で、その計画の素案を公表して広く意見を求め、提出された意見などを考慮して計画などに反映させること。
バリアフリー	建設設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障がい者に配慮をすること。
ファミリーサポートセンター	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行う制度。
ブロードバンドサービス	高速な通信回線によるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。具体的には光ファイバーやCATVなど。
ライフサイクル	人間の一生をいくつかの過程に分けたもの。
ライフスタイル	生活様式。暮らし方。
ローリング方式	毎年度、修正や補完など、計画の見直しを行うことにより、計画と現実とが大きくずれることを防ぐ方法。